

条例制定の基本的事項に関する規定

日本国憲法	地方自治法
<p>(地方公共団体の権能)</p> <p>第 94 条 <u>地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</u></p>	<p>(条例、罰則の委任)</p> <p>第 14 条 <u>普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。</u></p> <p>2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

《条例制定権の範囲と限界》

- 1 憲法に抵触しないこと
- 2 法令に違反しないこと
- 3 別府市の事務に関するものであること
- 4 大分県の条例に違反しないこと
- 5 市長その他の執行機関の専属的権限に属しないこと